

事 務 連 絡  
平成 30 年 7 月 18 日

各消費生活協同組合（連合会）  
代表理事 殿

東京都生活文化局  
消費生活部取引指導課長  
(公印省略)

消費生活協同組合法施行規則の一部改正について（通知）

平素から、消費生活協同組合（連合会）の健全運営に、格段の御配慮を賜り厚く御礼申し上げます。

標記の件に関して、厚生労働省から通知が発出されましたので、下記文書を別添のとおり送付いたします。

記

送付資料

- 1 平成 30 年 6 月 1 日付社会援協発 0601 第 1 号通知（写）
- 2 消費生活協同組合法施行規則の一部を改正する省令（別紙 1）
- 3 平成 30 年 5 月 30 日付官報の写し（別紙 2）
- 4 平成 30 年 5 月 30 日付官報の写し（別紙 2 次葉）

<連絡先>

東京都生活文化局消費生活部取引指導課  
生活協同組合担当

電話： 0 3 （ 5 3 8 8 ） 3 0 6 0

FAX : 0 3 （ 5 3 8 8 ） 1 3 3 2

E-mail : S0000580(at)section.metro.tokyo.jp